

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com



ひまわり 小郡市・八坂 ウクライナに想いを寄せ



“小郡市の休耕田にひまわりが満開”のニュースに、出かけてみることにしました。

ひまわりはウクライナの国花。あらためて、ロシアの野蛮な侵略への怒りが沸き上がります。



スタ
コラ

断捨離と整理整頓

大隈 昭子

「今は、時間が取れないから」と何となく先送りしがちな断捨離を執行しています。

「日々整理整頓を心がけていれば、悩む必要もないことだよ」と笑われることなのかもしれませんね。

以前も、このテーマで、投稿したことがあります。(2018.5)

”断・捨・離は、日頃から時間を見つけて行うべし“は、4年前に投稿した「ゴールデンウイークは、断・捨・離ウイーク」の教訓でした。

この時は、ゴールデンウイークで、時間的に余裕があり、事務所や自宅の荷物の整理が割合スムーズに進行し、楽しみながら、進めること

が出来たように記憶しています。

今回は、社会保険労務士の業務が、1年で一番集中している期間ですが、何としても決行したい大きな目的がありました。

「8月に、子どもを連れて帰省するかもしれない」と息子から連絡があったからです。

日頃は、夫婦2人だけの生活と、それぞれの業務は、可能な範囲でオンラインで行い、必要最小限の日常生活と業務で過ごしています。

可愛い孫たちが来るとなると、受け入れるための環境整備がどうしても必要なんです。

早速とりかかり、猛暑とたたかい、汗をかきながら、段ボール箱何箱もの不要な品物を整理しています。

庭の草花や立木の剪定も自分たちでできることはすすめ、少しは、見栄えもよくなったかなあと自己暗示にかけています。

この活力は、どうやら、孫たちにもらっているように思います。

「孫には、水遊びや花火などもさせてやりたい」、「バーベキューも楽しめるかな。どんな献立が良いかな？」などなど、楽しい日々を過ごさせるための一連の準備が、断捨離と整理整頓の後押しとなっているようです。

でも、前回の教訓同様「快適な業務の推進と快適な生活空間を維持する」ためには、「やっぱり日頃から気を配ってすすめないと」との思いを強くしています。



人参葉、玉ねぎなど 野菜スープ

このところ、ありがたいことに野菜の差し入れが続いています。

葉付の人参と玉ねぎのスープを作りました。

人参葉の食感と香りを楽しみました。



人事労務センターホームページ

<https://roumu.b-souken.com>

Eメール：akiko@b-souken.com

健康保険・厚生年金の対象拡大

Q&A

Q：健康保険・厚生年金保険の対象者が拡大されるようですが、対象者は、どのようなになりますか？

A：現行では、企業規模要件で500人超の事業所のみで短時間労働者を被保険者の対象とすることが認められていますが、法律改正によって、令和4年10月より、段階的に対象拡大がすすめられます。

Q：具体的には、どのようなになりますか？

A：令和4年10月からは、企業規模が101人以上に拡大され、令和6年10月からは、51人以上の企業規模まで、拡大されるようになります。

Q：拡大対象となる企業規模では、だれでも被保険者になることができるのでしょうか？

A：いいえ、企業規模以外に、対象労働者の労働時間要件や賃金要件、勤務時間要件などの要件を満たすこととされています。

Q：どのような要件を満たせば良いのですか？

A：新たな加入対象者は、次の4要件をすべて満たすこととされています。

①週の所定労働時間が20時間以上②月額賃金が8.8万円以上③2カ月を超える雇用の見込みがある④学生ではない。

Q：事業者や労働者にメリットはありますか？

A：事業所にとってのメリットは、これまで健康保険・厚生年金の対象ではなかった方が、対象となります。

このことで、短時間労働者への社会保障が充実し、雇用環境を改善することで人材確保の条件が広がります。

労働者にとっては、医療保険や年金(老後・障害・死亡)の保障が充実することになります。

※詳細は、お尋ね下さい。

ねんきんネットは便利です

「ねんきんネット」を活用して、年金記録の確

認や年金見込み額の試算をしてみませんか。

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認できるサービスで、年金記録や年金見込み額を「ねんきんネット」で確認できます。

ねんきんネットでできること

1. ご自身の年金記録の確認
2. 将来の年金見込み額の試算
3. 電子版「年金定期便」の閲覧
4. 受給に関する各種通知書の確認

詳しくは「ねんきんネット」で検索



* 日本年金機構のホームページより

あとかき

毎年、7月に入ると月日の流れの速さに驚きを感じます。「えっ、もう今年も半年過ぎたねー」などの会話があちこちで交わされています。



7月の社会保険労務士の業務は、1年の中では、最も忙しい時期です。

7月11日までの提出期限を前に、労働保険の年度更新業務、社会保険の月額変更届や算定基礎届業務など各事業所のデータをもとに申請書を作成し、提出作業を行うのです。やっと、終了した時の安堵感は、何ものにも代えられません。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com